

① 令和9年度の水道料金改定に向けて

本町は、令和9年度中の水道料金値上げを前提に、今年6月に「附属機関の設置に関する条例」を改正して町水道料金等審議会を設置、8月に1回目の審議会を開催している。本町では約40年間、水道料金の値上げ改定は行われておらず、今後見込まれる給水人口の減少による料金収入の減少と老朽化している設備の維持・更新などのための費用の増加を考えれば、水道事業の維持のために値上げが必要なことは理解するが、あらゆる物価が高騰し家計が圧迫されている中でのライフルインの大幅な値上げは町民に負担をかけるもので、反発も考えられる。値上げは最低限にし、その決定には細心の注意と丁寧さをもって行うべきとの考え方から、以下を中心に質問する。

- (1) 8月19日の町水道料金等審議会において事務局から「(基本料金を) 24%くらい上げないと事業持続が難しい」と具体的な数字が提示されているが、これだけ大幅な値上げを行うのであれば、一般会計からの繰り入れによる激変緩和措置なども含めた段階的な値上げを協議・検討すべきと考えるがどうか。
- (2) 同審議会で、20年先を見ると24%の値上げ1回では済まず5年ごとの改定を前提としている旨の説明がされているが、過去40年の間に5年ごとの段階的な小幅な値上げを行うことはできなかったのか。問題を先送りにしてきた結果が、町民からの反発も考えられるほどの大幅な値上げにつながっているのではないか。
- (3) 本町は令和3年に3月にゼロカーボンシティ宣言を行っていること、また、令和5年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」が自治体に対して公営企業を含むすべての事業での脱炭素対策の実施を求めていていることから、多量の電気を消費し自治体の事業の中でも温室効果ガス排出割合が高い水道事業においても脱炭素化を進める必要があるが、本町の取り組みはどのようにになっているか。水道料金改定にあたってこの点は考慮・反映されているか。

② 町営住宅の運用について

公営住宅は、公営住宅法第1条に定められている通り、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、憲法第25条で保障されている基本的人権を守り、国民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とした重要なセーフティネットである。本町の町営住宅の管理・運用がこの公営住宅の本来の趣旨・目的に沿ったものであるか、以下の点を中心に質問する。また、単身高齢者世帯の増加などにより公営住宅だけでは住居の供給が不足することなどから本年10月1日に施行された改正住宅セーフティネット法について、本町の対応状況・対応予定についても聞く。

- (1) 平成30年に国交省は保証人を公営住宅入居の前提とする従来の方針を転換、標準条例（案）を改正して保証人規定を削除し自治体にも同様の対応を求めていているにも関わらず、本町ではいまだ連帯保証人を2名立てることが入居の条件となっている。本町も保証人規定を撤廃すべきと考えるが、国の要請に従わない理由は何か。
- (2) 同標準条例（案）では、入居者の資格としてあった従来の同居者要件が削除されているが「長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例」第6条（2）ではいまだに同居する親族があることが条件とされている。この条件も、低所得の独居者の増加を反映した國の方針に鑑み撤廃すべきと考えるがどうか。
- (3) 県が今年度中のパートナーシップ制度の導入を予定していることも踏まえ、本町の町営住宅の入居資格にある同居親族と認められる「内縁関係」に、県または他の自治体でパートナーシップ証明を受けた同性パートナーも含めるべき

と考えるが、本町の現状と今後の対応予定はどうか。

- (4) 町営住宅に入居している独居者が死亡した場合、残された家財道具等を撤去・処分しなければ空き部屋として新たな入居者に供給することができないが、自治体であっても法的根拠のない自力救済は認められないため、国が策定した「残置物の処理に関するモデル契約条項」を応用するなど、そのようなケースにあらかじめ備えておく必要があると考えるがどうか。
- (5) 改正住宅セーフティネット法では、市区町村に対して居住支援協議会の設置を努力義務とし、地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進しているが、本町はどのように取り組んでいくか。